

TEAM Sugi 留学プログラム約款

I. 基本約款

第1条 (約款)

申し込み希望者は、本基本約款および該当する個別約款(II.スタンダードプラン III.プレミアムプラン)を承諾の上、合同会社 TEAM Sugi (以下「当社」といいます)に対し、スタンダードプラン、またはプレミアムプランに含まれる各種サービス(以下「留学プログラム」といいます)を申し込みます。本基本約款に加えて、申し込む留学プログラムにより、スタンダードプラン、またはプレミアムプランの個別約款該当するものが適用されます(以下、基本約款に該当する個別約款を合わせて「約款」といいます)。

第2条 (契約の申し込みと成立)

本約款における申し込み希望者による留学プログラムの申し込みと成立は、申し込み希望者が、当社に対して本約款に基づき、所定の「TEAM Sugi 留学手続き申込書」を作成・提出、またはホームページの「Web 申込フォーム」より申し込みを行い、その契約を当社が承諾のときをいいます。プラン料金が発生する留学プログラムの場合、費用を受領確認したときに成立とします。

第3条 (拒否事由)

当社は、申し込み者から、本約款に基づく留学プログラムの申し込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは複数が認められるときは、申し込み者からの申し込みをお断りすることがあります。

- (1) 申込者の日本での学業成績が留学先の定める評定値に達していないときや申し込み者に留学に適した

条件が備わっていないと当社が認めるとき。

- (2) 申し込み者が未成年である場合または学生の場合、申し込みについて親権者(保護者等)の同意がない時。
- (3) 申し込み者が希望する留学先の定員に受け入れ可能な余裕がない場合等、客観的に手配できる可能性がないことが明らかなとき。
- (4) 申し込み者が希望する留学先・留学時期の申し込み手続き期限までに、留学手続きが完了できる見通しがないとき。
- (5) 申し込み者の過去の既往症または現在の心身の健康状態が、留学プログラムの参加に不適切であると当社が認めるとき。
- (6) その他、当社が不適当と認めるとき。

第4条 (プログラムの範囲)

当留学プログラムは、申し込み者の学術的関心、将来の志望進路、現在の英語力、留学期間及び予算等の諸条件を元に、当社で最適な留学先を検討し、留学先の大学紹介ならびに、入学手続きの代行、学生ビザ手続きの代行、ハウジング手続きの代行を行うものであります。申し込み者の希望する留学先への合格や、留学先での課程修了等を請け負ったり、その他留学中あるいは留学終了後の申し込み者に対して、何らかの保証を行うものでもございません。従って、プラン料金が発生する留学プログラムの場合、手続き終了後は本約款に定める場合を除き、プラン料

金は返還しません。

この留学プログラムに含まれるサービスについては、各個別約款を確認ください。

第5条 (必要書類)

申し込み者が留学プログラムに基づくサービスを受けるにあたり、留学手続きに必要な書類は、各留学先の大学によって異なりますので、当社より大学ごとに別途の「必要書類リスト」を送付または電子的通知によりご連絡します。

第6条 (諸費用)

当社では、原則として、留学期間を問わず、各プログラムを提供しております。各プラン料金詳細は、各プログラム個別約款をご覧ください。

第7条 (支払い)

プラン料金の支払いは、申し込み者が当社の指定する期日までに当社指定の口座に振込または所定の方法で入金するものとします。本約款に別途定めがある場合の他、当社は本約款に基づき、申し込み者が当社に対して支払った代行手数料を申し込み者に対して返還しません。

第8条 (当社からの解約)

(1)申し込み者に次の定める事由が生じた場合、当社は本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。

- ①申し込み者が、当社指定の期日までに、第5条に定める必要書類を送付しないとき。
- ②申し込み者が、当社指定の期日までに、第6条及び第7条に定める費用の支払いを行わないとき。
- ③申し込み者が所在不明、または当社

からの連絡に対し、返信期限を過ぎ1
カ月以上にわたり連絡不能となった
とき。

④申し込み者が当社に届け出た、申し
込み者に関する情報に虚偽あるいは
重大な遺漏のあることが判明したと
き。

⑤申し込み者が、本約款に違反したと
き。

⑥申し込み者が、暴力団員、暴力団準
構成員、暴力団関係者、暴力団関係企
業または総会屋等その他の反社会勢
力であると認められるとき。

⑦申し込み者が、当社に対して暴力的
な要求行為、不当な要求行為、取引に
関して脅迫的な言動もしくは暴力を
用いる行為またはこれらに準ずる行
為を行ったとき。

⑧申し込み者が、風説を流布し、偽計
を用いもしくは威力を用いて当社の
信用を損ねる、もしくは当社の業務を
妨害する行為またはこれらに準ずる
行為を行ったとき。

⑨その他当社の業務上の都合がある
とき。

(2)前項に基づき、当社が本約款に基づ
く留学プログラム契約を解約したとき、プ
ログラム費用を申し込み者に対して当社
から返金することは一切ありません。

第9条 (免責事項)

(1)当社は、次に例示するような当社の責
によらない事由により、申し込み者が留
学できなかった場合または希望留学先へ
の正式入学ができなかった場合及び出発
日時が変更になった場合には、一切その
責任を負いません。

①申し込み者の希望する滞在施設

が定員に達して滞在できない場合。

②申し込み者の希望する滞在施設
が定員に達して滞在できない
場合。

③通信事情または希望留学先の事
情により、入学許可証等の入学関
係書類が期日までに届かず、申し
込み者が出発できなかった場合。

④申し込み者の成績が希望留学先
の入学許可基準に達していな
いため入学の許可が得られな
かった場合。

⑤申し込み者がパスポートまたは
ビザを取得できず、あるいは渡航
先国に入国拒否された場合。

⑥ビザ取得に時間がかかり、出発
時期が変更になった場合。

⑦感染症、天災地変、戦乱、暴動、
テロ行為、日本または外国の官公
署の命令、陸海空における不慮の
災難、運送・宿泊機関等の旅行サー
ビス提供の中止、申し込み者の生
命または身体の安全確保のために
必要な措置、その他不可抗力によ
る場合。

⑧申し込み者が、本約款に違反し
た場合。

(2)当社は、希望留学先から当社に送られ
てきた最新資料に基づき留学プログラム
を提供しますが、当社の責によらず、希望
留学先の事情によち、受け入れ条件・授業
内容・滞在先・費用・その他留学プログラ
ムに関して、予告なしに変更される場合
や定員に満たない等の理由、その他の事
情から実施されなくなる場合があります。
その際、当社は変更に関する情報を当社
が入手次第、申し込み者にご連絡します

が、ご出発後の留学プログラムに関する
変更や中止については、希望留学先と申
し込み者との間での直接的契約となるた
め一切その責任を負いません。

第10条 (損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により
申し込み者が何らかの損害を受けた場合、
その責任を負いません。

第11条 (個人情報の取扱について)

当社の提供するサービス(以下「本サービ
ス」といいます。)における、ユーザーにつ
いての個人情報の取扱いについて、以下
のとおりプライバシーポリシー(以下「本
ポリシー」といいます。)を定めます。

当社では、個人情報保護法に基づき、本ポ
リシーにおいて申し込み者の個人情報の
取得および利用、利用目的、第三者提供、
管理、照会、開示、変更、利用停止、削除
等について以下の通り取り扱います。

(1)個人情報の取得および利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個
人情報を取得し、以下に記す利用目的の
範囲内で業務の遂行上必要な限りにお
いて利用いたします。当社は、個人情報を第
三者との間で共同利用し、または個人情
報の取扱いを第三者に委託する場合には、
当該第三者につき厳重な調査を行った上、
秘密を保持させるために適正な監督を行
います。

(2)個人情報の利用目的について

申し込み者が留学に関する本サービス
をご利用いただく際、申し込み者の名前、年
齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、
電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務
先または身分証明書等の各個人情報の提
供をお願いする場合があります。また、大
学入学手続きをする際にかかる費用をお

支払いする為に、クレジットカードの情報
を提示をお願いする場合があります。こ
れらは、本サービスを当社が提供する際
に必要な情報です。また、申し込みを
する際には、大学への入学手続き上必要
となる、申し込み者の学業成績、健康診断
書、財政証明書等の提出をお願いする場
合があります。提出いただいた学業成績、
健康診断書、財務証明書等の書類は必要
に応じて弊社で開封後、スキャンして利
用する場合があります。必要最低限の事
項を除き、申し込み者の個人情報を当社
へ提供いただくか否かについては、申し
込み者自身が選択できるものであり、申
し込みに判断を委ねます。申し込み者
から提供いただけない個人情報の内容に
よっては、本サービスをご利用いただ
けない場合があります。

(3)個人情報の第三者提供について
当社は、法令に定める場合を除き、個人情
報を事前に申し込み者の同意を得ること
なく第三者に提供いたしません。当社は、
本サービスを提供する上で必要と判断し
た場合は、申し込み者が提供した申し込
み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子
メールアドレス、電話番号、ファクシミリ
番号、職業、勤務先、身分証明書、成績証
明書、または財務証明書等の各個人情報
を提携先の大学、それにかかわるホーム
ステイや学生寮の会社に開示いたします。
成績証明書、財務証明書等の書類は弊社
で開封後、スキャンして大学へ提出する
場合があります。ただし、次のいずれかの
場合を除いて、申し込み者が提供した個
人情報を第三者に開示することはありません。
次の①～②項のような例外事項につ
いては、開示する場合、個人情報保護管

理者の責任の下において行います。

- ① 申し込み者本人が個人情報の開示に
同意している場合
- ② 法令により開示が求められた場合
- ③申し込み者本人または公衆の生命、健
康、財産などの利益を保護するために必
要な場合
- ④ 統計資料等のように個人を特定する
ことが不可能な状態で開示する場合
(4)個人情報の管理について
当社は、個人情報の正確性を保ち、これを
安全に管理します。個人情報の紛失、破
壊、改ざん、毀損および漏洩等を防止す
るため、不正アクセス、コンピュータウィ
ルス等に対する適正な情報セキュリティ対
策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全
対策を講じます。また当社は、個人情報
を持ち出し、外部への送信等による漏洩
を防止します。申し込み者が提供した個
人情報の内容を、申し込み者の同意を得
ずして変更することはいたしません。
(5)個人情報の照会・開示・変更・利用停
止・消去について

当社は、申し込み者が自己の個人情報に
ついて、照会・開示・変更・利用停止・削
除等を求める権利を有していることを認
識し、これらの要求がある場合は、異議な
く速やかに対応します。その際は、個人情
報の提供者本人であることを確認させて
いただきます。なお、要望に従って個人情
報を変更・利用停止・削除等した場合は、
本サービスを利用できない場合があります。

第12条 (約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更さ
れることがあります。

第13条 (準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法に従って
解釈されるものとします。

第14条 (発行期日)

本約款の内容は、2023年5月10日以降
に申し込まれる留学プログラム契約に適
用されます。

II. スタンダードプラン個別約款

「スタンダードプラン」に申し込み場合、
「TEAM Sugi 留学プログラム I.基本約
款」に第1条から第14条までのすべて
の条項に加え以下に定める事項も合わせ
て適用されます。

第1条 (プログラムの種類)

「スタンダードプラン」の場合、期間を問
わず、1学期(サマーセッションを除く)
からの留学希望者から申し込むことが出
来ます。

第2条 (プログラムの範囲)

「スタンダードプラン」に申し込みをし
た方が受けられるサービスは以下の内容
です。

1. 入学手続き代行サービス
2. ハウジング手続き代行(寮、
ホームステイのみ)
3. ビザ手続き代行
4. 弊社提携校への編入・転校
手続き

別途有料(49,800円・税込54,780円)で
渡米後サポートに申し込むことができる。

第3条 (諸費用)

「スタンダードプラン」では、弊社で契約
している提携校とそれ以外の学校(提携
校以外)でプラン料金が異なります。

種類	料金
提携校	無料
提携校以外	248,000 円 (税込 272,800 円)

プラン料金以外で大学やハウジング、大使館などに弊社から支払う費用については別途請求いたします (第 5 条参照)

第 4 条 (キャンセル)

「スタンダードプラン」では、申し込み後のキャンセルについては、プログラムの申し込みが成立した日から 1 週間 (7 日) 以内はキャンセル料はかかりません。成立後 1 週間経過後のキャンセルには 39,800 円 (税込 43,780 円) のキャンセル料が発生します。提携校以外の手続きに関しては、入学手続き完了後のプランのキャンセルはできません。また、各種手続き費用は学校、大使館等に支払いをした後での返金はできません。

第 5 条 (各機関への費用の支払い)

入学手続き、並びにビザ手続き、ハウジング手続きなどに必要な費用の支払いについて

- 大学、ハウジング、大使館など各機関に支払い予定のある金額 (米ドル) を申し込み成立日の前日 (土・日・祝日申し込みの場合はその前の平日) の為替レート (日本銀行金融市場局公表の 17:00 時点での外国為替市況・1 円未満切り捨て) で円換算した金額に消費税 10% を課税した金額を請求します。
- 各機関への支払いとして請求した費用は、プログラム申込後最初に郵送する「手続き必要費用リスト」に記載されている目的以外では利用しません。

- 費用に変更があった場合、返金、または追加の請求を行う場合があります。

III. プレミアムプラン個別約款

「プレミアムプラン」に申し込む場合、「TEAM Sugi 留学プログラム I. 基本約款」に第 1 条から第 14 条までのすべての条項に加え以下に定める事項も合わせて適用されます。

第 1 条 (プログラムの種類)

「プレミアムプラン」の場合、期間を問わず、1 学期からの留学希望者から申し込むことが出来ます。

第 2 条 (プログラムの範囲)

「プレミアムプラン」に申し込みをした方はスタンダードプラン (個別約款 II) のサービスに加え、以下のサービスを受けることができます。

1. 渡米前 Zoom オリエンテーション (渡米後の流れ確認・相談)
2. 渡米後メール&Zoom サポート
3. 弊社提携校以外への編入・転校手続き

第 3 条 (諸費用)

「プレミアムプラン」では、弊社で契約している提携校とそれ以外の学校 (提携校以外) でプラン料金が異なります。

種類	料金
提携校	198,000 円 (税込 217,800 円)
提携校以外	不可

プラン料金以外で大学やハウジング、大使館などに弊社から支払う費用については別途請求いたします (第 5 条参照)

第 4 条 (キャンセル)

「プレミアムプラン」では、申し込み後のキャンセルについては、プログラムの申

し込みが成立した日から 1 週間 (7 日) 以内はキャンセル料はかかりません。成立後 1 週間が経過してからサポート開始までの間のキャンセルについては、39,800 円 (税込 43,780 円) のキャンセル料が発生します。サポート開始後のキャンセルについては、プラン料金の返金はいりません。また、各種手続き費用は学校、大使館等に支払いをした後での返金はできません。

第 5 条 (各機関への費用の支払い)

プログラム費用の他に、入学手続き、並びにビザ手続き、ハウジング手続きなどに必要な費用の支払いについて

- 大学、ハウジング、大使館など各機関に支払い予定のある金額 (米ドル) を申し込み成立日の前日 (土・日・祝日申し込みの場合はその前の平日) の為替レート (日本銀行金融市場局公表の 17:00 時点での外国為替市況・1 円未満切り捨て) で円換算した金額に消費税 10% を課税した金額を請求します。
- 各機関への支払いとして請求した費用は、プログラム申込後最初に郵送する「手続き必要費用リスト」に記載されている目的以外では利用しません。
- 費用に変更があった場合、返金、または追加の請求を行う場合があります。